

## 確定申告が 必要な方(例)

昨年1年間に所得があり、次に該当する方です。

(1)平成25年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方

(2)給与所得のある方で  
①給与の年収が2000万円を超える方

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方  
③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされな

かった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

※年金所得者の申告手続の簡素化について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要がなくなりました。この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できません。ただし、確定申告が不要な方でも、公的年金等以外の所得がある方は、市・県民税の申告が必要です。

## 確定申告書が作成(検算)できます。

国税庁のホームページで所得税及び復興特別所得税の確定申告書が作成(検算)できます

<http://www.nta.go.jp>

また、作成した申告情報を利用して電子申告(e-Tax)をすることもできます。

くわしくは、e-Taxホームページをご覧ください。

※電子申告の際は、電子証明書(有効期限3年)が必要です。期限切れにご注意ください。e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると下記の利点があります。

**その1 添付書類の提出または提示を省略できます。**  
医療費の領収書や源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することで、書類の提出または提示を省略できます(確定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

**その2 還付金を早く受け取ることができます。**  
e-Taxで申告された還付申告は、書面での申告と比べて早期処理されています(3週間程度に短縮)。

## 確定申告をすれば 税金が戻る方

平成25年分の所得税及び復興特別所得税について、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)ができます。

(1)給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方  
(2)平成25年に途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方  
※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振込となります。口座番号等の分かるものを用意してください。

## 納付期限及び振替 納税のおすすめ

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

依頼書に預金口座番号を記入し、預金届出印を押印のうえ提出してください。

◆納付期限(口座振替以外)

3月17日(月)

◆口座振替日 4月22日(火)

## 提出先

◆茂原税務署または金融機関  
◆提出期限 3月17日(月)

## 税理士が行う 無料申告相談

税理士記念日事業として、経験豊富な税理士が無料で相談に応じます。

◆相談日 2月24日(月)

◆時間 9時30分～12時、13時～16時

◆対象 小規模事業者

◆場所 市役所市民室

◆問合せ 千葉県税理士会茂原支部 ☎267372  
(平日の午前中に限る)

## 青色申告と 税務相談

茂原市青色申告推進協議会では、次の期間に青色申告の普及と税務相談を行いますので、ご利用ください。

◆期間 2月12日(水)～3月14日(金)(土・日曜日は除く)

◆時間 9時～11時30分、13時～15時30分

◆場所 茂原青色申告会館  
(茂原市道表12番地)

◆問合せ 茂原税務署管内青色申告会 ☎(23)1273

## 市・県民税の 申告について

市・県民税が課税となる方は、控除等の申告もれのないよう適切に申告してください。

なお、所得税及び復興特別所得税と市・県民税では各種控除の額が異なります。確定申告していなかった控除などがあれば、市・県民税の申告をすることで、市・県民税の額が減額になる場合があります。

また、収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となりますので、申告書の裏面に該当事項を記入のうえ申告してください(同居親族の扶養になっている方は除く。ただし、年金支払報告書だけで扶養になっている方は、申告が必要です)。市・県民税の申告書は、昨年度の申告状況などにより2月5日頃発送します。

なお、申告書は市市民税課と本納支所庶務会計係に用意してあります。